

平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 7 回会議要旨

<開催日>

平成 26 年 7 月 29 日 (火)

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員 (4 名)

小菅部会長代理、金澤委員、小山委員、鱒沢委員

事務局 (3 名)

中山行政管理課長、羽山主査、松本主任

説明者 (3 名)

中央図書館長、生活福祉課長、障害者福祉課長

<開会>

【部会長代理】

平成 27 年度第 7 回新宿区外部評価委員会第 2 部会を開会します。

部外長が欠席のため、部会長代理による進行とします。よろしくお願いいたします。

今回は、前回に引き続き計画事業のヒアリングを行います。

対象となる事業は、中央図書館の所管する計画事業 24「図書館サービスの充実（区民に役立つ情報センター）」及び計画事業 25「子ども読書活動の推進」、生活福祉課の所管する計画事業 33「ホームレスの自立支援の推進」、並びに障害者福祉課の所管する計画事業 32「障害者の福祉サービス基盤整備」及び計画事業 36「障害者就労支援の充実」の計 5 事業です。

まず、中央図書館の所管する事業へのヒアリングを行います。

中央図書館長、よろしくお願いいたします。

<委員紹介>

【説明者】

よろしくお願いいたします。

<説明者紹介>

【部会長代理】

ヒアリングに入る前に本会の趣旨についてご説明します。

外部評価委員会はテーマごとに委員会を三つの部会に分けています。この第 2 部会のテーマは「福祉、子育て、教育、暮らし」です。

今年度は第二次実行計画期間の4年間のうち2年目の評価となります。

外部評価委員会では、今年度内部評価を実施した計画事業のうち、まちづくり編の中から半数の事業を抽出して評価します。外部評価する事業は、全てヒアリングを実施します。

ヒアリングは、1事業につき30分の想定で行います。前半の15分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めます。

質問が終了しなかった場合などに、追加で文書による質問をする場合もあります。

説明は以上です。

では、ヒアリングに入ります。

計画事業24「図書館サービスの充実（区民に役立つ情報センター）」及び計画事業25「子ども読書活動の推進」については、相互に関連の深い事業であるため、一括して説明を受け、質疑を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

<異議なし>

では、事業の説明からよろしくお願いします。

【説明者】

はい。

施策の体系については、いずれもまちづくりの基本目標Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の個別目標の一つ、4「生涯にわたって学び、自らを高められるまち」の基本施策の一つ、③「図書館機能の充実」の下に位置付けられています。

計画事業24「図書館サービスの充実（区民に役立つ情報センター）」は、新しい時代に向けた図書館サービスのあり方を検討するものです。課題解決支援を図書館のとりわけ重要な役割と位置付け、起業、就労といったものを支援していくビジネス情報支援相談会の開催や、出版界などで急速に導入が進んでいる電子書籍に対する図書館としての取組の検討が柱になっています。

新宿区は、中央図書館、こども図書館及び地域図書館8館の全10館を、おおむね半径800mエリアに配置し、区全域をカバーしています。昨年度は、下落合にあった中央図書館を、大久保三丁目にある旧戸山中学校の校舎校庭に移転し、7月20日にオープンしました。

事業の指標としては、レファレンスの件数を掲げています。レファレンスというのは、調べ物相談や参考調査のことで、例えば、自治体の外部評価制度について、先行自治体の事例を調べたいとか、電子書籍の市場規模は現在どのくらいなのかといった様々な調べ物について、その典拠となる資料・情報をご提供するサービスです。これを指標としたのは、図書館が知の拠点として、区民・利用者の皆様の課題解決、教養、文化、調査研究など、いろいろなことに役立っているかを測る一つ物差しとして設定したものです。目標は1日90件です。これは、中央図書館及びこども図書館（以下「中央・こども図書館」という。）を1館としてカウントした全9館において、1館につき1日10件を目指そうというものです。

実績としては、平成24年度65件、平成25年度55件と、目標に対しておおむね6割程度となっています。図書館は、本を借りるところというイメージが一般的に相当広く定着していますが、

こういった相談支援も大きな役割であり、区民の皆さんに役立てていただきたいと思っています。そのためにも、今後、図書館の役割やレファレンスのPRを更に積極的に行っていく必要があると考えています。

平成25年度の事業経費は74万5,000円でした。主としてビジネス情報支援相談会に係る経費です。これは、中小企業診断士の方をお願いして、中央図書館と角筈図書館で定期的を実施しているもので、気軽に相談できる場として好評をいただいています。中小企業診断士と相談者が、1対1で、図書館資料を使いながら、起業、サイドビジネス就職などの相談を行います。平成25年度は、例えばラーメン屋など、実際に起業につながったものが5件ありました。

平成25年度の進捗状況としては、レファレンスの向上に向け、調べ方ガイド（パスファインダー）を作成・配布しました。また、電子書籍について、先進的に取り組んでいる自治体の情報収集を行うなど、課題を整理しました。

電子書籍を取り入れている図書館は、全国に複数あります。例えば、コンテンツをウェブで予約すると、端末に電子書籍が配信されてきて、貸出期限を過ぎると、自動的にパソコンから消えるようなものがあります。

しかし、コンテンツが少なかったり、著作権法上の問題があったりと課題を抱えています。著作権が切れたものは自由に電子化してオープンにできるのですが、そうでないものについては、いわゆる著作権料を払う必要があります。このほど著作権法が一部改正され、著作権上の処理の仕方が変更されて、出版社にも著作権の許諾を必要とするようになったほか、出版社にもっとコンテンツを増やすよう努力義務が課されたことなどにより、今後コンテンツは増えてくるだろうと思います。

また、現在の電子書籍市場では漫画や週刊誌等の雑誌類が多いのも、日本十進分類法（日本の図書館で使われている図書分類法）でいえば0類から9類まであらゆる分野を扱う図書館としては課題です。

以上のようなことから、先進的に電子書籍を導入している図書館でも利用がなかなか伸びてこない実態があります。今後も動向を見ながら、より便利な形で使えるように、図書館情報システムのリニューアルなどもみながら、引き続き検討していこうと思っています。

計画事業24については以上です。

続いて、計画事業25「子ども読書活動の推進」です。

本事業は、平成13年に施行された子ども読書活動推進法に基づくものです。まず、国が基本計画を、次に各都道府県が推進計画を作りまして、さらに、区市町村が任意で推進計画を作るような仕組みになっています。新宿区は現在、平成24年度から平成27年度までの第三次子ども読書活動推進計画を実施しています。

具体的な取組の一例としては、4月23日の子ども読書の日の前後に、子ども読書週間を設け、普及啓発を行っています。

それから、民間への委託により、区立の小・中学校に、司書資格を有している学校図書館支援員という司書等を配置しています。この取組は、平成25年度に開始したもので、教育支援課

が所管しています。ちなみに、学校図書館は学校図書館法という法律に基づいています。

それから、読み聞かせ講習会というものを開催しています。お子さんが読書するためには、家庭の中で読書をする経験や、人に本を読んで聞かせてあげる又は聞かせてもらう経験が非常に重要です。そのため、この講習会を受けた方々に、ボランティアとして、読み聞かせサークルを作っていただき、学校図書館等でいろいろな活動をしていただいています。

ほかにも、図書館利用案内等説明会を開催したり、幅広いところから選書できるよう新刊選書リストを各学校に配ったりしています。

ただいま説明したのも含め、子ども読書活動推進計画には全部で59の事業があります。新宿区の子ども読書活動推進計画はとてもユニークで、年齢別にステージを分けており、発達段階に応じた対策を講じていくものとなっています。

また、家庭・地域における読書活動、図書館における読書活動、学校における読書活動、幼稚園、保育園、子ども園、子ども総合センター、保健センター等々における読書活動など、空間別・場面別の整理も行っています。年齢別と空間別・場面別をそれぞれ縦軸・横軸として、マトリックスで漏れなく読書に親しんでいただけるよう施策を推進しているわけです。

本事業の目標としては、図書館を利用した子どもの人数として、中学生以下の延べ貸出者数を、平成27年度に年間11万6,000人にするを目標としています。それから、小・中学生の不読者率（1か月間に一度も本を読まなかった者の割合）を、平成27年度末に、小学生は5%以下、中学生は20%以下にするを目標としています。この不読者率というのは、全国的にも注目されている指標です。

目標に対する平成25年度の実績ですが、図書館を利用した子どもの人数は11万1,185名、達成度は95.8%と、目標までもう一歩でした。不読者率については、小学生が6.4%、中学生が12.8%と、小学生についてはあと一歩でしたが、中学生については目標を大きく達成しました。平成23年度は小学生が9.9%、中学生が23.8%、平成24年度は小学生が10.1%、中学生が19.1%だったのに比べると、いずれも大きく前進しています。

本事業ではこのほかにも団体貸出冊数を平成27年度に50,000冊にすること等全部で五つの目標を設定しています。団体貸出冊数については平成25年度49,781冊、達成度99.6%となるなど、いずれも目標まであと少しというところまで来ているという状況です。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

では質疑に入ります。ご質問等をお願いします。

【委員】

計画事業24「図書館サービスの充実（区民に役立つ情報センター）」の「目的（目標水準）の達成度」に「レファレンス相談件数は対前年度比較で減少しました。これは、中央図書館移転に伴う約1か月の休館による影響と、旧中央図書館閉鎖による区立図書館全体での利用者数が減少したことによるものです。」とありますが、現状はどのようなのでしょうか。以前の中央図

書館と比べると、非常にアクセスの良い場所になったので、大きな伸びが期待できるように思うのですがいかがでしょうか。

【説明者】

まず、新宿区立図書館全体で平成24年度に比較して利用者は落ちています。これは、ご指摘のとおり中央図書館が移転作業により2週間ほど完全に休館をせざるを得なかったことが大きな要因と考えられます。旧中央図書館は、1日に1,500人程度の利用がありましたので、それが2週間利用できないことにより、かなりの影響があったといえます。

それから、中央図書館の利用者数については、下落合にあったときよりは若干減っています。これは、直近にある大久保図書館と利用者を分け合っているためと考えられます。そのため、大久保図書館についても利用が落ちています。一方で、もともと中央図書館のあった落合地域については、西落合図書館の利用人数が増えています。

【委員】

内部評価にある「商用データベース」及び「国立図書館のデジタル資料送信サービス」というのはどのようなものなのでしょうか。

【説明者】

商用データベースというのは、オンラインの電子百科事典のようなものを想像していただくとわかりやすいと思います。新聞記事、法例・判例、経済統計等のデータベースとして活用することができます。新聞社がオンラインで有料で提供しているデータや、企業情報、経済統計など各種のデータを、図書館において無料で閲覧・検索できるものです。現在、新聞、百科事典、科学雑誌、経営支援情報サービス、官報等14種類の関係情報について利用が可能です。

【委員】

図書館のパソコンで見るとはどうでしょうか。

【説明者】

そうですね。図書館に来館して、係員の者に申し出ただけであれば、図書館の閲覧用パソコンで利用することができます。また、使い方がわからない方への支援等も行っています。

「国立国会図書館のデジタル送信サービス」は、基本的に国の取組です。国立国会図書館では、以前から貯蔵資料のデジタル化に取り組んでいます。その取組の一つに「近代文学ライブラリー」というものがあり、ウェブ上で公開しています。例えば、夏目漱石の初版本などの画像データを、国立国会図書館のホームページから見ることができます。これは、インターネット環境があれば誰でも利用可能です。

それから、既に絶版になってしまったもので、著作権処理が完了したものについてもデジタル化を進めており、約130万点の絶版書をオンラインで見ることができます。こちらについては、データを公立図書館に送信する形になっており、IPアドレスとパスワードを申請して付与された公立図書館のパソコンで閲覧します。このようなサービスを、今年の1月からやっています。また、これとは別に国立国会図書館内限定のものも50万点ほどあります。

【委員】

平成25年度の主な実施内容に「職員の専門能力の向上のための研修の実施3回」とありますが、これは中央図書館以外の地域図書館でも行っているのでしょうか。

【説明者】

そうですね。現在、地域図書館は全て指定管理者が運営しているのですが、指定管理者の選定に当たって、専門能力の向上のための研修を、自分の事業体の中できちんとやることを一つの条件にしています。指定管理者となっている事業者は、いずれも図書館に造詣が深い事業者ですから、それぞれ自前で様々な研修を行っています。

また、中央図書館の職員は、非常勤も含めて都立図書館が行う研修に参加したり、ビジネス支援図書館推進協議会という全国組織が実施しているビジネスライブラリアン講習会を受講したりしています。それから、先ほどの商用データベース等を使いこなして的確な資料を提供できるよう、検索技術講習というものを、専門家を呼んで実施しています。

【部会長代理】

図書館の利用度というのは、1か月単位ぐらいで計数化していないのでしょうか。

【説明者】

行っています。例えば平成24年度の8月ですと、区立図書館全体で、17万6,692人、1日平均6,796人の利用がありました。中央・こども図書館は、4万6,256人、1日平均1,779人でした。これに対し、中央図書館を移転した平成25年の8月ですと、区立図書館全体で17万1,277人、1日平均6,588人、前年比97%でした。中央・こども図書館は3万9,083人、1日平均1,699、前年度比96%でした。

【部会長代理】

中央図書館というのは自治体の文化のバロメーター（物事の状態・程度を知るための目安となるもの）の一つといえると思います。しっかりと整備された中央図書館は、住民の誇りといえるでしょう。そういった意味では、旧校舎を利用した現在の図書館が中央図書館としてふさわしいといえるのかは疑問です。できるだけ早い新中央図書館の建設が望まれると思います。別の事業のことではありますが、そちらの見込みはどのようになっているのでしょうか。

【説明者】

昨年度移転した現在の中央図書館については、ご指摘のとおり旧校舎で、もちろんこれまでに間に改修や補強工事を行っています。昭和38年築の建物です。「放課後を思わせる自由な時間と空間」と「懐かしい未来」をキーワードに、旧中学校の校舎の空間構成や風情をいかして工夫しています。

新中央図書館については、平成21年度に策定された新中央図書館等基本計画に基づき、専門事業者から意見を聞くなどしています。また、（仮称）メディアプラザとして、「支える・伝える・集う」というコンセプトを具現化するため、どのような機能を付けるのか等を検討しています。また、電子書籍などの新しい流れにも対応できるよう準備をしているところです。

【部会長代理】

電子図書について、ソフト面からの課題をご説明いただきましたが、ハード、つまり端末を

どのように整備するのも大きな課題だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

【説明者】

ご指摘のとおり、電子書籍の端末には様々な種類があり、それにより見ることのできる電子書籍も違います。業界でも統一しようという動きがあったり、一方で全く新しいものが開発されていったりと、群雄割拠の状態になっています。ただ、いずれにしてもパソコンでは見ることができますので、対応はとれると思っています。

また、同じ電子書籍でも、オンラインではなく、電子百科事典のようなパッケージ系の電子書籍というものがあります。全国の中でもいくつかの図書館で導入しているのですが、あまり利用がないのが実態のようです。

【委員】

端末機ごとに貸すのでしょうか。

【説明者】

パッケージ系の電子書籍については端末機ごと貸すことになります。オンラインの電子書籍については、端末はご自分で用意していただきます。図書館側のサーバから端末にダウンロードすると、貸出期間中は自由に読むことができ、その後端末から消えてなくなる仕組みになります。

【部会長代理】

図書館での利用について、出版社から厳しい意見や要望などは出されているのでしょうか。

【説明者】

そういったことはありません。むしろ他の自治体では、出版社と共同でコンテンツを開発する取組も行っているところがあると聞いています。

【部会長代理】

昨今、図書館図書の破損や持ち出しなどが問題となっていますが、新宿区民の図書館利用のマナーというのはどうなのでしょう。また、いわゆるアンネの日記破損事件について新宿でも被害はあったのでしょうか。

【説明者】

区の図書館では、規則において、他人の迷惑となる行為をする方については退館していただくことができるようにしています。また、例えば閲覧席に荷物だけ置いてどこかへ行ってしまふような方には注意などをしています。

館内で騒ぐというのはあまりないのですが、利用者間のトラブルというのは結構ありますね。

アンネの日記破損事件について、新宿区立図書館は地域図書館3館で計42冊の被害に遭いました。

【委員】

計画事業25「子ども読書活動の推進」について、不読者率を指標にしていますが、これは課題図書など授業での読書は含めないという理解で良いのでしょうか。

【説明者】

そうですね。授業で読んだものは入りません。ただ、朝読書で読んだものは入ります。子ども読書活動は「読書には自発性がベースになればいけない」という基本的な考えがあります。あらかじめ課題を出して本を読ませることは簡単なのですが、自分でいろいろ調べたり、本を読んで感動したりする習慣を身に付けるためにも、宿題や課題による図書はカウントしていません。

【委員】

子どもが本を好きになるためには、周りの大人の影響が大きいと思います。そのため、学校、幼稚園、子ども園、保育園その他の区の関係機関が、様々な機会を通して子どもに読書の機会を提供していることは理解できます。ただ、一番身近である親に対する取組があまりみえません。第三次子ども読書活動推進計画における59の事業の中で親力の向上講座というものを開催されているようですが、参加者はどのくらいいるのでしょうか。

【説明者】

1回につき、大体12名から17名ぐらいです。

【委員】

思ったとおりではあるのですが、少ない印象を受けますね。

【説明者】

こういった講座に来なくとも、こども図書館をはじめ、図書館に親子で来ていただくことそのもので効果はあると考えています。また、どんな本が良いですかといった相談や問合せは結構いただきますので、そういうところでちょっとしたきっかけを作っていければ良いかなと思います。

【部会長代理】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、中央図書館へのヒアリングは以上とします。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長代理】

続いて、生活福祉課の所管する事業のヒアリングを行います。

生活福祉課長、よろしく申し上げます。

【説明者】

よろしく申し上げます。

<委員紹介・説明者紹介・趣旨説明>

【部会長代理】

では、計画事業33「ホームレスの自立支援の推進」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

本事業は、まちづくりの基本目標の一つ、Ⅲ「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」を実現するための個別目標の一つ、1「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」を実現するための基本施策の一つ、③「セーフティネットの整備・充実」の下に位置付けられています。また、新宿区第2期ホームレスの自立支援等に関する推進計画（以下「推進計画」という。）に位置付けられた事業でもあります。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法という限時法（期限を限っている法律）に基づくもので、国は基本方針を、都は実施計画を、区は推進計画をそれぞれ定めています。

本事業は、ホームレスに対し就労による自立支援を促進し、社会生活への復帰を後押しするものです。NPO等と連携し、一人一人の状況に応じたきめ細かい自立支援を進める取組を行っています。

「拠点相談事業」、「自立支援ホーム」及び「地域生活の安定促進（訪問サポート）」の三つの枝事業に分かれています。

「拠点相談事業」は、推進計画における八つの基本施策の一つ、1「相談体制の機能強化」に〔はじめの相談〕として位置付けられています。社会福祉士等である相談支援員が、ホームレスからの相談に応じ、自立支援のための適切な情報提供や助言を行うとともに、自立阻害要因である借金やアルコール等の問題に関して専門相談を行うものです。

「自立支援ホーム」は、推進計画における八つの基本施策の一つ、4「施設・住宅資源の確保」に〔地域生活移行：定着型〕として位置付けられています。NPOが借り上げたアパート（以下「自立支援ホーム」という。）で、就労支援や生活指導等の自立支援を行うものです。

「地域生活の安定促進（訪問サポート）」は、推進計画における八つの基本施策の一つ、1「相談体制の機能強化」に〔アパート生活後の相談〕として位置付けられています。訪問相談員が、ケースワーカーと連携しながら、アパートへの転宅支援やアパート転宅後の地域生活安定のための情報提供、各種手続への同行など、きめ細かな支援を行うものです。

事業の指標としては、「ホームレス数」、「入所者のうち自立したホームレスの割合」及び「地域生活の安定促進を目的とした支援者数の拡大」を掲げています。

「ホームレス数」については、総合計画の目指すまちの姿でホームレスの数の減少を位置付けていることから、指標に取り入れているものです。総合計画における目標としては、この計画が平成19年12月に作られたのですが、平成19年2月現在で346人のホームレス数を、10年後の平成29年度までに200人にすることとしています。この目標は、平成24年1月現在で187人と、第二次実行計画のスタート時点で達成されています。第二次実行計画の指標としても、平成25年度の目標が181人に対し、平成26年1月の概数調査では121人まで減少しており、達成度149.6%と大きく達成しました。

「入所者のうち自立したホームレスの割合」は、自立支援ホームの入所者に対し、1人原則3か月間として集中的に就労支援や生活指導を行い、自立に向かった世帯の割合を、毎年度80%にするという目標です。自立支援ホームは、区内に2戸あり、合計6人まで入ることができます。

平成25年度は、入所者11人のうち6名の方が自立し、達成度は68.8%でした。

「地域生活の安定促進を目的とした支援者数の拡大」は、各年度、年間400世帯への支援を目標としています。平成25年度の新規支援開始世帯総数は329世帯、達成度は82.3%でした。

次に、内部評価についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」としては、広域的な都市問題であるホームレスの自立支援には、ホームレス一人ひとりに合った対応が必要であるため、自立支援に関するノウハウを持ったNPO、公益社団法人及び社会福祉法人と協力して、きめ細かな自立支援を推進したこと、国、都及び施設管理者との連携を密にするとともに、他区との情報交換を積極的に行ったことなどから「適切」と評価しています。

「適切な目標設定」としては、ホームレス数が減少していることから「適切」と評価しています。

「効果的・効率的な視点」としては、NPO等と協力・連携して業務を実施することで、事業費や人件費を増やすことなく支援を行っていること、NPO等の機動性と柔軟性をいかして、ホームレスの自立支援を効果的に行っていることなどから「効果的・効率的」と評価しています。

「目的（目標水準）の達成度」としては、ホームレス数について目標水準を大きく上回っていることから「達成度が高い」と評価しています。「入所者のうち自立したホームレスの割合」は目標を達成できなかったのですが、これは、入所期間について翌年度に継続した人が多かった関係で、年度内の自立が減ったためです。

「地域生活の安定促進を目的とした支援者数の拡大」については、目標には至りませんでしたが、手厚い支援の必要な方が多くなっている中で、329名の方を支援できたことは大きな成果ではないかと考えています。

「総合評価」としては、以上の事からおおむね目標を達成することができており、効果を発揮したと捉えて「計画どおり」と評価しています。

事業の課題としては、自立支援ホームについて、先ほどご説明したとおり3か月が原則なのですが、入所者の抱える個々の生活課題への対応や自立意欲の継続が困難な場合に、延長する方もいるため、難しい状況になっています。訪問サポート事業についても、個々の支援者の状況がこれまで以上に複雑になっており、支援の困難さが増しています。

事業の展開に当たっては、今後もいろいろなところとの連携が必要になっています。大都市特有の問題もあることから、都、他区、地域、NPO等との協働と連携をより一層深めていくことが必要です。また、被保護者の方が地域で安定した生活を送れるように、寄り添い型の支援を行い、自立を促す取組が必要だと思っています。

現在の推進計画は、平成22年度から平成25年度までの計画です。そのため、平成25年度中に次期の計画を作る予定だったのですが、生活困窮者自立支援法が平成25年12月に公布され、平成27年4月1日に施行されることとなり、この法律の中で、生活に困って今後ホームレスになるおそれのある方も支援の対象にしていこうという動きがみえてきました。その関係で、国の基

本方針と東京都の計画の改定が見込まれるため、改定の内容が明らかになったところで、新宿区の第3期推進計画を作っていこうと考えています。なお、第3期推進計画ができるまでの間は、第2期の推進計画の期間を延長します。

今後の取組方針としては、引き続き、現在の推進計画をベースに、国や東京都の方針の下取り組んでいきます。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

現在、ホームレスは、主として区内のどこを拠点にしているのでしょうか。

【説明者】

中央公園、駅周辺等が多く、これらの地点については、職員が経年で目視の調査を行っています。121人という結果についても、これらの地点を定時定点で測った結果です。

ただ、調査は日中になるので、夜遅く寝泊まりをするために戻ってくる方は捕捉できません。荷物などが置いてあるだけではカウントせず、現にそこにいる人の数になります。

【委員】

自立支援ホームについて、「入所者のうち自立したホームレスの割合」という指標を設定していますが、ここでいう「自立」というのはどういうことなのでしょうか。

【説明者】

ここでいう自立は就労自立です。自立支援ホームは、生活保護受給には至らない方を対象にしている事業です。基本的にはアパート転宅までを支援するものなのですが、自分の力でなんとかするからと、ご自身の意思で退所する方もいるので、目標は80%にしています。

【委員】

昨年度就労につながった方が6人ということで、少ない印象を受けてしまうのですが、やはりなかなか難しいのですね。

【説明者】

この自立支援ホームで見守ることができるのは、原則として3か月で6人までですから、単純計算で年間24人までとなります。

【委員】

指標「地域生活の安定促進を目的とした支援者数の拡大」について、目標の400世帯というのは延べ数でしょうか。

【説明者】

新規の世帯です。もともと、ホームレスの方の多くは、集団生活を行ったり、決まり切ったところに入ったりすることが難しい状況にあります。そこで、まずは生活保護を受けながらも、日常の生活リズムが作れるよう支援します。そういう世帯を年間400にという指標です。

【委員】

ホームレス数が121人に対し、新規に支援を受けた世帯が年間329というのがよくわからない

のですが。

【説明者】

ホームレス数の調査については、あくまで概数調査なので、実態との差が表れているものと考えられます。また、区が支援する元ホームレスの方には、夜行バスで出てきたばかりの方もいれば、ネットカフェにいた方もいます。そういったことに関係なく、とにかく現在宿がなく、どこかに泊める必要があるという状況により、生活保護の申請を受け付けた上で支援が始まります。そのため、新宿の窓口に来る方と定時定点で測る数の間に乖離が出ています。

【委員】

世帯単位ということで、実際には何人くらいに支援をしているのでしょうか。

【説明者】

ホームレスはおおむね一人世帯なので、同数で考えていただいて良いと思います。

【委員】

そうすると、平成24年度は314人、平成25年度は329人が新規に支援を受けたということですから、過去2年間で600人を超える人が生活保護受給を開始されたこととなりますよね。それが積み上げられていくのですか。

【説明者】

現実的には、集団生活になじめなかったり、禁酒禁煙などの約束事が守れなかったりして、どこかにいなくなってしまう方もいますので、毎年300人程度生活保護受給者がどんどん増えていくということはありません。増えては減り増えては減りというのが実態で、現場としても支援しているのにいなくなってしまうつらさがあります。

【委員】

新宿区は、特に受入れが多いのでしょうか。

【説明者】

第1ブロック（千代田、中央、港、新宿）で運営している施設でいえば、9割以上が、新宿区が支援している方が入っています。

【委員】

新宿へ行けばなんとかなるという風評があるのかもしれませんが。良い意味なのか、悪い意味なのかわかりませんが。だから減らない。

【説明者】

夜行バスでどこからでも来ることができる交通アクセスの良さも要因だと思います。

【委員】

ホームレスについては、一度立ち直っても再び同じ状況になってしまう人がいると思います。

【説明者】

ご指摘のとおり、国も新しい基本方針の中の目玉の一つとして「再路上化の防止」を挙げるなど、再路上化は大きな課題です。

【委員】

再路上化してしまう割合はどの程度なのでしょうか。

【説明者】

具体的な数値を把握することは困難です。

【委員】

ホームレス対策という呼称はずっと使われているのでしょうか。

【説明者】

平成10年、12年頃は、「住所不定者対策」でした。また、平成20年頃には「路上生活者対策」の表現も使っていました。

【部会長代理】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、生活福祉課へのヒアリングは以上とします。

困難な事業ですが、国と東京都と連携しながら軽減に向けて頑張ってください。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長代理】

続いて、障害者福祉課の所管する事業へのヒアリングを行います。

よろしく申し上げます。

【説明者】

よろしく申し上げます。

<委員紹介・説明者紹介・趣旨説明>

計画事業32「障害者の福祉サービス基盤整備」及び36「障害者就労支援の充実」については、相互に関連する事業なので、一括して説明を受け、質疑を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

<異議なし>

では、事業の説明からよろしく申し上げます。

【説明者】

はい。

まず、計画事業32「障害者の福祉サービス基盤整備」からご説明します。

本事業は、まちづくりの基本目標、Ⅲ「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」の個別目標、1「だれも互いに支え合い、安心してらせるまち」の基本施策、②「障害のある人とその家族の生活を支えるサービスの充実」の下に体系付けられています。

「障害者入所支援施設（知的等）・グループホーム（知的）等の整備促進」及び「精神障害者支援施設の設置促進」の二つの枝事業で構成されています。「知的等」とあるのは、身体と知的の重複の障害者（以下「重複障害者」という。）も入れますという意味です。また、「グ

グループホーム（知的）等」とあるのは、グループホームのほかにケアホームというのがあるためです。精神障害者については、法律の改正を受け、長期間入院されていた方が地域に戻る際に、円滑な移行を支援するため支援施設を作るものです。

具体的には、まず障害者入所支援施設（知的等）について、弁天町の区有地において、知的障害者を中心とした施設を、区内では2番目の入所施設として設置します。入所施設というのは、毎日そこで生活していただく施設です。設置については、区が取得した旧国有地を活用して、南風会という社会福祉法人が行い、区は補助金を出します。なお、この区有地には、障害者入所支援施設のほか、区営住宅を設置します。

この施設では、35名の知的障害者と、10名の重複障害者を受け入れます。入所者は、日中は生活介護又は自立訓練を受けます。現在でもあゆみの家や生活実習所でやっているようなサービスです。生活介護というのは、比較的障害の重い方に対し、一緒にグループ活動をするなどにより、毎日少しずつ進歩できれば良いなという支援です。日中活動は、合わせて60名を受け入れます。45名の入所者のほかに、通所の方を15名お受けする形になります。

そのほかに「就労継続支援B型」という支援を行います。これは、現在高田馬場福祉作業所などで行っているもので、一人で通うことやある程度仕事をすることができる方たちに日中活動を行ってもらうもので、工賃が発生します。こちらは15名を受け入れます。

さらに、夜間は短期入所、いわゆるショートステイを行います。例えば保護者の方が急に掛ければいけなくなったときなどに、一人では生活できない障害者をお受けするものです。短期入所は5床整備します。そのうち1床については、緊急用として区が借り上げます。緊急用というのは、虐待通報を受けた場合や臨時にどうしても受け入れなければいけない場合に使うためのもので、基本的に予約は受けません。借り上げに当たっては、施設に損をさせない形で対応します。残りの4床については、ほかの区立施設と同様、2か月前から事前に申し込んでご利用いただく形になります。それから、5床もありますので、例えば保護者の方が入院してしまい、ほかに受け入れられる人がいない場合などに、2か月から3か月の、比較的長期についても受け入れる、いわゆるミドルステイも行います。5床と比較的多くを整備するため、かなり柔軟で大胆な運営ができます。

最終的に、全てのサービス利用者を合算すると、最大でお昼は75名、夜は50名を受け入れることのできる施設となります。

また、このほかにも相談支援を行います。

事業費としては、まず平成24年度に国有地を取得しました。当初予定していた金額と比べ、福祉施設の取得ということで少し安くしていただきました。平成25年度は、施設の建設に当たっての区からの補助金です。南風会は、このほかに国の補助金及び都の補助金も受けます。およそ10億円の建物に対し、区は1年間9,700万円、2か年ではおよそ2億円の補助金を出す予定でしたが、資材等整備費の高騰などに対応するため、平成26年度は1億4,520万円を出すことになりました。これは、後から補正を組んだものです。都も同程度、国はもう少し多く補助を行います。また、南風会も自己資金として1、2億円を出します。

民設民営による手法をとったのは、こういった施設の運営は区立ではなかなか難しいためです。事業者の決定に当たっては、できるだけ経験豊かな法人にやっていただくため、全国的に公募しました。そこで手を挙げていただいた南風会は、青梅でも施設を運営しており、大変ユニークかつ丁寧に、いろいろなサービスを提供してくるものと期待しています。例えば、この施設は、外苑東通りに接していますので、その面を使ってカフェレストランを運営し、就労支援とともに障害者と地域の方などの交流の場としていければと考えています。

評価としては、いずれも「適切」「効果的・効率的」「達成度が高い」としました。総合評価も「計画どおり」としましたが、計画どおりに進めることは本当に大変でした。現在、国の財政状況が厳しくなっており、一方で障害者施設が全国で作られていることなどから、国が補助金を出す際の審査が非常に厳しくなっています。この施設についても補助金を受けることができない懸念がありましたが、なんとか補助金を受けることができるようになりました。

今後の方針としては、今年度の12月から1月に建物が竣工し、その後しっかりと準備をして、3月から施設を開設します。入所者は、お互いの負担も考え、3月から5月にかけて、何人かずつで分けて入っていく予定です。障害者入所支援施設（知的等）については以上です。

グループホーム（知的）等については、グループホームを整備する事業者に対し補助を行うものです。グループホームを建てられる社会福祉法人等に対しては、もともと東京都が、2,100万円を限度に8分の7を補助する制度があるのですが、この残りについて、300万円を限度として区が出します。つまり、東京都と合わせて最大2,400万円の補助金を出しますから、グループホームを作りませんかという設置促進事業です。

本事業では、知的障害者のグループホームを区内に七つ作ることを目標にしていますが、平成24年度に六つ目、25年に七つ目ができたことで目標を達成できました。また、最後の一つについては、民間事業者との調整がうまくいった結果、区としては補助金を出すことなく新築で作っていただくことができました。これは、今後の施設整備の一つのモデルになると思っています。目標は達成しましたが、グループホームは特に知的障害の方からの需要が多く、今後も補助を続けてほしいというご要望を大変多く受けているところです。

「障害者入所支援施設（知的等）・グループホーム（知的）等の整備促進」については以上です。

次に、「精神障害者支援施設の設置促進」です。これは、後ほどご説明する旧高田馬場福祉作業所の跡地を活用して、精神障害者の支援施設を設置するものです。宿泊型の自立訓練というのですが、自立した生活を目指した訓練を行う入所施設となります。定員は10人程度を想定しています。イメージとしては、グループホームのようなものだと思っていただければ良いと思います。また、宿泊型に加え、日中は通所の方も10人受け入れるため、合計で最大20人が、いろいろな訓練を行うことができる予定です。

それから、この施設でも精神障害者を対象とした短期入所を実施します。こちらは2床を整備する予定です。

この施設は精神障害者に特化した施設とします。区立施設として、指定管理者による運営を

行うため、現在、指定管理者を公募しているところです。専門性が高い訓練を実施することのできる医療法人又は社会福祉法人に参加していただければと思っています。

この取組に係る事業費は、本事業では計上しておらず、計画事業109「高田馬場福祉作業所移転跡地の活用」で計上しています。

先日条例が可決され、障害者生活支援センターとして運営することが正式に決まりました。計画事業32については以上です。

続いて、36「障害者就労支援の充実」です。

本事業は、「高田馬場福祉作業所の建替えによる就労支援の充実」及び「旧西早稲田高齢者作業所の活用による就労支援の充実」で構成されています。

「高田馬場福祉作業所の建替えによる就労支援の充実」は、高田馬場福祉作業所を、旧新宿リサイクル活動センター・消費生活センター分館の跡地へ移転するものです。昨年11月に移転し、今年4月に開設しました。移転に伴って施設の規模が大きくなったため、定員を54名から60名に拡充しました。また、1階に「ベーカリーカフェ『マリソル』」という、コーヒーとパンが楽しめるお店を作り、就労支援として、パンを焼いたり、店番をしたりできる施設として拡充しました。

移転に当たっては、登所及び退所の練習を、移転する2、3か月前から行いました。というのも、知的障害の方にとって、施設の移転はとても大変なことなのです。多くの方は一人で通ってくるのですが、これまで高田馬場の駅を出たら左に曲がっていたのを右に曲がらなければいけないとか、新しい道を覚えなければいけないため、施設職員と入所者が苦労を重ねました。そのおかげで、現在は皆さん新しい施設になじんでいただいています。

「旧西早稲田高齢者作業所の活用による就労支援の充実」は、旧西早稲田高齢者作業所を事業者に貸し付け、就労継続支援B型の施設として活用していただくものです。貸し付けに当たって建物の内装、外装、トイレの整備等を行い、大変明るい施設に生まれ変わりました。

貸し付ける事業者の選定に当たっては公募を実施し、2社から応募があり社会福祉法人「あした会」に決定しました。あした会というのは新宿区手をつなぐ親の会が作った法人です。以前から区内で「あした作業所」という施設の運営等を行っていますので、新宿区の障害者のことには大変詳しい団体です。

今年4月から新しい施設として運営しています。いずれは定員30名の施設として運営する予定ですが、現在は20名の定員で行っています。現在は、知的障害の方が17名通って、名刺印刷などの作業を行っています。

事業費については、本事業では計上していません。「高田馬場福祉作業所の建替えによる就労支援の充実」については、計画事業108「高田馬場福祉作業所の整備」で、「旧西早稲田高齢者作業所の活用による就労支援の充実」については、「中長期修繕計画に基づく施設の維持保全・年度別計画」で計上しているためです。

評価については、本事業も全ての項目について「適切」「効果的・効率的」「達成度が高い」「計画どおり」としました。

今後の方向性ですが、いずれの施設も整備を完了したため、本事業は終了となりました。説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

では、ご質問等をお願いします。

【委員】

計画事業109「高田馬場福祉作業所移転跡地の活用」には、区営住宅の整備費も入っているのでしょうか。

【説明者】

それは別の事業になります。

【部会長代理】

弁天町の整備に当たっては、地域や住民等から目立った反対もなく進んだと聞いています。

【説明者】

そうですね。日照等についてのご意見はあったのですが、大変有り難いことに、町会等の皆さんにもご協力いただくことができ、施設に対する反対などはありませんでした。本当に周りの方にも良くしていただきました。工事に当たっては重機が入って作業をする関係で結構うるさかったり、遺跡が出てきたりといろいろなことがあったのですが、中を見学していただいたり、毎日どんどんでき上がってくるのがうれしいとご意見をいただいたりと、温かく見守っていただいています。

【委員】

かなり大規模な施設が整備されますが、それでも需要が供給を上回っているのでしょうか。特にグループホームについてはまだまだ足りない印象を受けます。

【説明者】

この施設については、入所施設としてだけでなく、通所で利用したり、短期入所したり、相談したりできるため、地域で生活する方全体の核になってほしいと期待しています。

ご指摘のとおりグループホームについては多くの需要があり、なかなか自由に選べる状況にはありませんが、この施設ができたことで選択肢が広がったといったご意見を保護者の方などからはいただいています。

【委員】

区が緊急時に備え、短期入所の1床を借り上げるというのは、画期的な取組だと感じました。福祉作業所について、行うことのできる作業が限られる一方、市場には優れたものがすごくたくさんあります。場の整備はできましたから、次は商品の質、中身をどうしてくのが課題ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

【説明者】

正しくご指摘のとおりだと思います。新宿に限らず、授産科目というのはどこの作業所でも課題となっています。障害の重度化、障害者や保護者の高齢化などの課題にも対応しながら、

簡単でなおかつお金になる仕事で、かつロボットや外国に負けないものが必要ですから、創意・工夫や売り込みは、一番の課題だと思います。

また、西早稲田の場合には住宅も近く、あまり臭いや音が出る仕事はできません。そのため、一般的な福祉作業所で比較的工賃の高いクッキーづくりや洗濯ができませんから、一層の工夫が必要となります。

【委員】

とはいえ、就労して、自分でお金を稼げることは、すごく大きな生きがいになりますから、そういう機会はぜひたくさん作ってほしいと思います。よろしくお願いします。

【説明者】

工賃については、平成10年ぐらいの一番悪かったときは月に6,000円程度、時給で何十円にもならない頃がありました。仕事も、お箸を入れるとか、タオルを畳むといったものでした。

現在は、平均1万3,000円ぐらいまで盛り返してきています。

現場でも、同情で買ってもらうのではなく、良いものを売ろうというのを合い言葉にがんばっています。

【委員】

グループホームで最高齢の方はいくつぐらいなのでしょう。

【説明者】

60歳を過ぎている方がいます。

グループホームには、知的障害者を対象としているもののほかに、認知症の方を対象としているものがあるのですが、知的障害者のものは比較的若い方が多いです。そのため、バリアフリー化もあまりしていませんから、足腰が悪くなってきた場合などは、別の入所先をご検討いただくこととなります。

【委員】

一般的な住宅とあまり変わらないですね。エレベーターなどもない。

【説明者】

例えば身体障害者のグループホームであればエレベーターが付いているなどバリアフリー化しているのですが、今回整備する施設は、知的障害者や精神障害者など、基本的に足を自由に使える方を対象にしているので、エレベーターなどは設置しません。

【委員】

入所支援施設に入所する条件や優先順位は、どのように決めているのでしょうか。

【説明者】

入所条件としては、障害者の要介護度4以上、50歳以上の方ですと3以上です。要介護度は6まであるので、これは決して軽いほうではありません。福祉作業所に一人で通えるような方は1とか2になります。ちなみに、障害者の要介護度と高齢者の要介護度は別です。

申込みは昨年受け付けて、45名の定員に対して、79名の申込みがありました。倍率1.5倍ほどです。保護者の方が高齢になってしまっていた方などからの申込みが多かった印象です。

ご相談はもっとたくさんありました。

【委員】

そういう保護者にとっては待望の施設ですからね。

【説明者】

そうですね。この8月には入所者が決定します。来年3月の開設に向け、より優先的に入所させる必要のある方がいたときに備え、1割程度は空けて入所者を決定する予定です。

【部会長代理】

ほかにはよろしいでしょうか。

では障害者福祉課へのヒアリングは以上とします。

障害者にとって一つの明るい希望となる事業だと思います。今後の受入れ作業等は大変だと思いますが、頑張っていたきたいと思います。

ありがとうございました。

【説明者】

地域の方に甘えることなく頑張っていきたいと思います。

ありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長代理】

ヒアリングは以上となります。

次回からは、今年度の外部評価の取りまとめに向け、部会としての意見を取りまとめていきますので、引き続きよろしくをお願いします。

では、以上で閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>